

## 七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する概要

住民課

## 1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律（令和3年法律第37号）第49条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正規定が、令和5年5月11日に施行されたことに伴い、移動端末設備（スマートフォン）に個人番号カードの電子証明書機能の搭載が可能となりました。

デジタル庁は、現行の民間事業者（コンビニエンスストア等）が設置する多機能端末機での個人番号カードを利用した証明書の交付等と同様に、年内中に個人番号カードの電子証明書機能を搭載した移動端末設備での証明書の交付等を可能とする対応を進めています。

上記の法改正及び運用に対応するため、七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和60年条例第4号）において、所要の一部改正を行うものです。

## 2 改正内容

移動端末設備を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の交付等に関する規定を整備するものです。（第16条第3項）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

## 七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第15条（略） （印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第16条（略） 2（略） 3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記載された<u>個人番号カード</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用し、民間事業者が設置する多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、第1項に規定する印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第16条の2～第21条（略） 附 則 1～3（略）</p>	<p>第1条～第15条（略） （印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第16条（略） 2（略） 3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は<u>移動端末設備</u>（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、民間事業者が設置する多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、第1項に規定する印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第16条の2～第21条（略） 附 則 1～3（略）</p>